

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6

(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術

◆区分1に分類される手術

件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	140 件
イ	黄斑下手術等	357 件
ウ	鼓室形成手術等	23 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	64 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	19 件

◆区分2に分類される手術

件数

ア	靭帯断裂形成手術等	0 件
イ	水頭症手術等	34 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	2 件
エ	尿道形成手術等	9 件
オ	角膜移植術	0 件
カ	肝切除術等	23 件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	8 件

◆区分3に分類される手術

件数

ア	上顎骨形成術等	16 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	8 件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	2 件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	0 件
キ	同種死体腎移植術等	0 件

◆区分4に分類される手術

件数

腹腔鏡・胸腔鏡手術	455 件
-----------	-------

◆その他の区分に分類される手術

件数

ア	人工関節置換術	13 件
イ	乳児外科施設基準対象手術	0 件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（電池交換を含む）	66 件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	49 件
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	174 件